

新京野菜の消費拡大業務仕様書

1 委託業務名

新京野菜の消費拡大業務

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、受託者決定の前提となる受託候補者を選定するプロポーザルでの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には変更することもあり得るものとする。

3 本業務の目的

京都市では、大学や生産者と連携して、新しい品種の野菜「新京野菜」の開発・導入を進めてきた。これまでに全部で12品目の新京野菜（※）が開発されている。

本事業は、新京野菜の需要を創出し、消費を拡大することを目的に、新京野菜の認知度を向上させるための情報発信やイベント、新京野菜を使った新たなメニュー開発を行うものである。

（※）新京野菜については別添「新京野菜ミニパンフ」を参照

4 委託期間

契約締結の翌日から令和3年3月31日まで

5 委託業務の詳細

（1）電子リーフレットを使った情報発信

新京野菜そのものや品目ごとの魅力が伝わるコンテンツ（各品目の紹介・レシピは必須）をまとめ、表紙・裏表紙を含めて16ページ以上の電子リーフレットを作成すること。また作成した媒体を広く市民に届けるために周知を図ること。

作成する電子リーフレットの内容や形状、周知方法について、受託者において効果的な手法を検討し、提案すること。

（2）農福連携による新京野菜普及促進イベントの運營業務

新京野菜についての理解を深め、購入や試食を通じて、新京野菜の魅力を発見してもらうとともに、農福連携の取組をPRする本市主催イベントを1回運営すること。

ア イベント概要

（ア）日 時 令和2年12月中旬頃、1日で実施予定

（イ）場 所 駅地下街スペース等での実施を想定（場所は本市が決定します。）

（ウ）内 容 全6ブース程度で実施予定（出展団体は本市が決定します。）

a 新京野菜や新京野菜を使った加工品の販売

b 京の黄真珠の農福連携の取組の啓発

c 障害者福祉施設による取組PR、物販

イ 委託業務

(ア) 総括運營業務

スケジュール進行管理，会場レイアウト作成，イベント会場との調整業務等

(イ) イベント会場設営・撤去

会場の設営，案内看板や展示啓発パネルの設置

なお，机，椅子については無償貸与する。

(ウ) 広報・PR物作成

イベントを周知するための広報物や当日取組の啓発のためのパネル等を作成すること

(エ) 安全管理と対策

準備から撤収までの間，来場者及び準備スタッフの安全確保のために十分な対策を講じること。特に，新型コロナウイルス感染症対策について講じること。

(オ) その他

今後の感染の拡大状況の変化を踏まえ，イベントを中止せざるを得なくなった時の代替案を併せて提案すること。イベント実施の判断については，本市において今後の感染状況を踏まえて判断するものとする。

(3) 新メニュー開発と普及方法の検討

京の黄真珠・京の里だるま・京北子宝いも・みずき菜の4品目について，新しいレシピの開発及び商品の試作を各1つ以上行うこと。開発されたレシピ及び試作された商品について，今後の普及促進や情報発信の手法の検討を行うこと。

新しいレシピの開発・商品の試作にあたっては，以下の点に留意すること。

ア 京都の新たな食文化の創造に資するもの

イ 新京野菜のメリットを活かしたもの

ウ 地域の生産者や料理人等と連携して開発されるもの

(4) 成果物

受託者は，以下の内容を盛り込んだ報告書を作成の上，本市に報告すること

ア 委託業務報告書（A4版コピーファイル綴じ）

イ 本提案に係る作成物

例：作成した電子媒体の著作権，イベントに係る作成チラシ，開発したメニュー等

6 委託金額の範囲

「5 委託業務の詳細」に記載した業務全て（業務の提供に当たり発生する付帯作業に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする。）。なお，追加費用は一切請求できない。

7 支払方法

委託業務の終了後，受託者の適法な請求に基づき，30日以内に支払うものとする。

8 特記事項

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び契約書等に定めのない事項については、双方協議のうえこれを定めるものとする。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (5) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作権者人格権の行使はしないものとする。
- (7) 本仕様書に記載されている事項のほか、京都市契約事務規則に基づくこと。